

宇和島市介護予防普及啓発事業（一般事業）に係る公募型プロポーザル実施要領

宇和島市介護予防普及啓発事業（一般事業）の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

宇和島市に住所を有する 65 歳以上（介護認定を受けている者を除く）の一般介護予防事業対象者に対し、介護予防を目的とした宇和島市介護予防普及啓発事業を適正かつ円滑に実施する業務の受託を希望する法人を募集する。

2 業務概要

- (1) 業務名 宇和島市介護予防普及啓発事業（一般事業）業務
- (2) 業務内容 別に定める宇和島市介護予防普及啓発事業実施要綱及び宇和島市介護予防普及啓発事業（一般事業）業務仕様書によるものとする。
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
※覚書による 1 年ごとの特命随意契約とする
- (4) 委託事業所数 30 教室程度
- (5) 委託人数 1 教室あたり 30 名
- (6) 委託費用限度額
1 名から 10 名まで 1 教室週 1 回開催につき 5,500 円（消費税及び地方消費税額込）
11 名から 20 名まで 1 教室週 1 回開催につき 10,500 円（消費税及び地方消費税額込）
21 名から 30 名まで 1 教室週 1 回開催につき 15,500 円（消費税及び地方消費税額込）

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、宇和島市内に事業所を有する介護事業所、スポーツクラブ、フィットネススタジオ、トレーニングジム、ダンススタジオ等の法人または団体で当該業務を公平・中立な立場で運営することができるものであって、次のすべての要件を満たしたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成 17 年告示第 97 号)の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 市税のほか、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 法人及びその役員が、宇和島市暴力団等排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は、暴力団経営支配法人等でないこと、及び暴力団、暴力団員、暴力団員等又は、暴力団経営支配法人等と密接な関係を有していないこと。

4 応募申請書類作成要領等

応募申請書類等を提出する者(以下「応募者」という。)は、次に定めるところにより応募申請書を作成し、提出するものとする。

- (1) 応募申請書類作成内容 応募申請書類は、次の事項について記入すること。
 - ① 法人（団体）に関する事項について説明すること。
 - ② 実施内容について説明すること。
 - ③ 安全管理体制等について説明すること。※「別紙 介護予防普及啓発事業評価基準」に基づき記載すること。
- (2) 提出書類
 - ① 宇和島市介護予防普及啓発事業（一般事業）応募申請書（様式第1号）、納税状況調査及び暴力団員等調査同意書及び配布資料（案）を6部（1部原本、5部コピー）
- (3) 応募申請書の交付
 - ① 交付場所
〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市高齢者福祉課 地域包括支援センター
電話番号 0895-24-1111（内線2124）
 - ② 交付期間 令和6年1月22日（月）から2月13日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）
 - ③ その他 市公式ホームページからダウンロードによる取得も可能。
- (4) 提出方法等
 - ① 提出期限 令和6年2月13日（火）午後5時15分まで
 - ② 提出先(3)に同じ。
 - ③ 提出方法 持参または郵送または電子メールによること。
電子メールアドレス ikiiki-hokatsu@city.uwajima.lg.jp
 - ④ 応募申請書類等の著作権等の取扱い
 - ア 応募申請書類等の著作権は、当該応募申請書類等を作成した者に帰属するものとする。
 - イ 宇和島市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、応募者から提出された応募申請書類等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
 - ウ 宇和島市は、応募者から提出された応募申請書類等について、宇和島市情報公開条例（平成22年宇和島市条例第25号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

5 質疑応答等

- (1) 応募申請書類等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出するものとする。
 - ① 提出書類 質疑応答書（様式第2号）
 - ② 提出期間 令和6年1月22日（月）から1月26日（金）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）
 - ③ 交付場所 4-(3)に同じ。
 - ④ 提出方法 ファクシミリ又は電子メール（ikiiki-hokatsu@city.uwajima.lg.jp）により提出する。
 - ⑤ 質問の回答は、市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 実施要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

7 応募申請書類等の審査方法及び評価基準

(1) 審査会の設置

応募申請書類等の審査、評価及び特定を行うため、宇和島市介護予防普及啓発事業プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(2) 審査項目及び評価基準

① 応募申請書類等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準(別紙 介護予防普及啓発事業評価基準)に基づき審査及び評価を行う。

ア 法人に関する項目

イ 実施内容について

ウ 安全管理体制等について

(3) 受託候補者の特定

審査会において、(2)の審査項目及び評価基準により、各委員の評価点の合計を加算し、評価点の合計が基準点に達した者について、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

(4) 審査結果の通知

① 市は、受託候補者を特定したときは、速やかに応募者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

② 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所 4-(3)に同じ。

ウ 提出方法 持参によること。(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)

③ 市は、②の説明を求められたときは、適宜説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

(5) 審査結果の公表

市は、受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

① 受託候補者

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

市は、受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、業務仕様書を作

成するものとし、当該業務仕様書に基づく見積書を徴収した後、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

9 その他

- (1) 当該事業に係る予算が議決されない場合等、契約手続等中止する場合がある。
- (2) 応募申請書類等の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された応募申請書類等は返還しない。
- (4) 提出された応募申請書類等は、応募者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

10 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間または期日
応募書類等の交付	令和6年1月22日(月)から2月13日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)
応募書類の提出期限	令和6年2月13日(火)午後5時15分まで
質問の受付	令和6年1月22日(月)から1月26日(金)まで
質問への回答	令和6年1月下旬
審査結果の通知	令和6年3月初旬
契約の締結	令和6年4月1日